

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友伊那竜東店  
伊那市伊那部上新田2709 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレシエツスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 届出年月日  
平成20年7月31日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友駒ヶ根店  
駒ヶ根市赤穂14637-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1  
株式会社三洋堂書店  
名古屋市昭和区川名山町1-74
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
株式会社三洋堂書店	加 藤 和 裕	名古屋市昭和区川名山町1-74

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレシエツスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社三洋堂書店	加 藤 和 裕	名古屋市昭和区川名山町1-74

- 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 届出年月日  
平成20年7月31日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングタウン箕輪  
上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社コメリ  
新潟市米山4-1-28  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢 一	新潟市米山4-1-28
株式会社エス・エス・ファイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢 一	新潟市米山4-1-28
株式会社西友	イトワ-ド・ジェ-ムズ・カレシ- エ-ッ-スキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 届出年月日  
平成20年7月31日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友かなえ店  
飯田市鼎下山550 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ファイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
白 子 千勢子	-	飯田市鼎下山550
井 上 慶 二	-	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	降 幡 章 雄	松本市大字島内4201-7
有限会社カイエ-	市 瀬 英 明	飯田市鼎西鼎558-7

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワ-ド・ジェ-ムズ・カレシ- エ-ッ-スキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
白 子 千勢子	-	飯田市鼎下山550
井 上 慶 二	-	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	降 幡 章 雄	松本市大字島内4201-7
有限会社カイエ-	市 瀬 英 明	飯田市鼎西鼎558-7

- 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 届出年月日  
平成20年8月1日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工

観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友伊賀良店  
飯田市育良町1-9-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワルド・ジェームズ・カレシ ャッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友島内店  
松本市大字島内4163-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
有限会社カワフネ  
松本市大字島内3782
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
有限会社ヤナギヤ	柳 沢 茂	松本市大字島内4660

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワルド・ジェームズ・カレシ ャッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社ヤナギヤ	柳 沢 茂	松本市大字島内4660

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友寿店  
松本市寿北6-27-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
青柳 良雄	—	塩尻市大字宗賀72-5

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワ-ド・ジ-ームズ・カレシ- エ-ッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
青 柳 良 雄	—	塩尻市大字宗賀72-5

- 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 届出年月日  
平成20年8月1日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東松本シルクプラザ  
松本市元町1-29-7 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社高原社  
松本市元町1-2-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社綿半ホームエイド	下 島 憲 秋	長野市大字南長池205
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社綿半ホームエイド	下 島 憲 秋	長野市大字南長池205
株式会社西友	イトワ-ド・ジ-ームズ・カレシ- エ-ッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社シナノポリ	窪 田 国 典	長野市稲里町田牧1607-5
株式会社TSUTAYA STORES	木 村 元 昭	東京都渋谷区渋谷2-17-5シオノギ渋谷ビル7階

- 変更した年月日
  - 株式会社西友が株式会社エス・エス・ブイを吸収合併したことによる名称変更  
平成20年7月1日
  - 株式会社シナノポリ及び株式会社TSUTAYA STORESの出店  
平成20年4月26日
- 届出年月日  
平成20年8月1日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友笹部店  
松本市笹部1-606-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッシュ・エッスキュー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友塩尻店  
塩尻市棧敷字原251 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッシュ・エッスキュー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
桔梗ヶ原ショッピングセンター  
塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12 他
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
平林正臣  
塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
株式会社しまむら	藤原 秀次郎	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワード・ジェームズ・カレシエッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社しまむら	藤原 秀次郎	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

- 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 届出年月日  
平成20年8月1日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友塩尻野村店  
塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワード・ジェームズ・カレシエッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 届出年月日  
平成20年8月1日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウンとよしな

安曇野市豊科南穂高774-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

群馬県高崎市高関町380

株式会社西友

東京都豊島区東池袋3-1-1

豊倉商事株式会社

松本市笹部2-2-22

望月伸泰

安曇野市豊科南穂高809

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋裕雅	群馬県高崎市高関町380
株式会社エス・エス・ブイ	野田亨	長野市川中島町御厨石河原37
有限会社フルールあずさ	古幡宜嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓株式会社	小林和幸	安曇野市豊科4476
有限会社なかや薬局	中村健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・プレ株式会社	塚田弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社アラザクエイトイメージング	大島康広	東京都千代田区九段南4-7-13
小林利次	-	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤羽憲二郎	松本市笹部2-2-22
望月伸泰	-	安曇野市豊科南穂高809

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋裕雅	群馬県高崎市高関町380
株式会社西友	イトワード・ジェームズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社フルールあずさ	古幡宜嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓株式会社	小林和幸	安曇野市豊科4476
有限会社なかや薬局	中村健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・プレ株式会社	塚田弘	埴科郡坂城町大字坂城6428

株式会社アラザクエイトイメージング	大島康広	東京都千代田区九段南4-7-13
小林利次	-	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤羽憲二郎	松本市笹部2-2-22
望月伸泰	-	安曇野市豊科南穂高809

## 4 変更した年月日

平成20年7月1日

## 5 届出年月日

平成20年8月1日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成20年9月4日から平成21年1月5日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友穂高店

安曇野市穂高5626-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都豊島区東池袋3-1-1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田亨	長野市川中島町御厨石河原37
細川陽子	-	安曇野市穂高5626-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワトク・ジエムズ・カレシエッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
細川陽子	-	安曇野市穂高5626-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12座振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友大町店  
大町市大字大町4620-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
有限会社イリハチ  
大町市大字大町4237
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町厨厨石河原37
欄 幸 夫	-	大町市大字大町3331
有限会社カネリキ	山 口 茂	大町市大字大町2261-1
筑 地 広 彰	-	大町市大字大町4092
株式会社ブルーランジュリ横浜	大 山 登	長野市青木島綱島505

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワトク・ジエムズ・カレシエッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
欄 幸 夫	-	大町市大字大町3331
有限会社カネリキ	山 口 茂	大町市大字大町2261-1
筑 地 広 彰	-	大町市大字大町4092
株式会社ブルーランジュリ横浜	大 山 登	長野市青木島綱島505

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12座振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友松川店  
北安曇郡松川村字東川原5723-11 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名



(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
有限会社内川薬局	内川 輝雄	北安曇郡松川村7019-265

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレシエフスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社内川薬局	内川 輝雄	北安曇郡松川村7019-265

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社高木酒店  
長野市大字稲葉日詰2777-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社高木酒店  
長野市大字稲葉日詰2777-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 弘昭	長野市大字稲葉日詰2777-1
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 弘昭	長野市大字稲葉日詰2777-1
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレシエフスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友伊勢宮店  
長野市伊勢宮2-27-10 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
有限会社もへじや製菓	森山 直 廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワルド・ジェームズ・カレシエ ヲ ス キー	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社もへじや製菓	森山 直 廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友三本柳店  
長野市三本柳東2-8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワルド・ジェームズ・カレシエ ヲ ス キー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友西尾張部店  
長野市大字西尾張部1060-4 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワールド・ジュエムズ・カレシエツスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友南長野店  
長野市稲里町中央4-8-8 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワールド・ジュエムズ・カレシエツスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日

- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友長野北店  
長野市檀田2-19-10 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワールド・ジュエムズ・カレシエツスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで

8 意見書の様式  
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先  
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友須坂店  
須坂市大字須坂字金井原1539-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
株式会社伊勢屋薬局	飯島 健雄	千曲市大字稲荷山836

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワルド・ジエムズ・カレシエッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社伊勢屋薬局	飯島 健雄	千曲市大字稲荷山836

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先  
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友更埴粟佐店  
千曲市粟佐1201 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワルド・ジエムズ・カレシエッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日  
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課